

## 決議 12.6 (CoP16 で改正) \* [ 仮訳 ]

### サメ (軟骨魚綱 Chondrichthyes) の保護および管理

成熟の遅さ、寿命、繁殖力の低さが原因で、サメが過剰な捕獲に対して特に弱いことを認識し、

サメ並びにその製品の顕著な国際取引があることを認識し、

無規制で無報告な取引が、サメ数種の非持続可能な漁獲に寄与していることを認識し、

直接または適切な地域内または地域の機構を通じ、全締約国が漁業資源の保護および管理に関して協力する義務を認識し、

IUCN の「脅かされている種のレッドリスト」(2009.2) が 181 のサメの分類群を掲げていることに留意し、

サメの保護および管理に関する国際行動計画 (IPOA-Sharks) が、1999 年に国連食糧農業機関 (FAO) によって作成され、かつ、国内の漁船がサメを対象とする漁業を行う、またはサメを対象とした漁業は行わないが定期的にサメを漁獲する全締約国に対し、サメの保護および管理に関する国内行動計画 (NPOA-Sharks) の採用が FAO 水産委員会 (COFI) によって奨励されていることを認識し、

「サメの漁業および取引の監視を改善するための状態、限界、機会に関する技術ワークショップ報告書 (Report of the technical workshop on the status, limitations and opportunities for improving the monitoring of shark fisheries and trade)、ローマ、2008 年 11 月 3 日～6 日」、「FAO 漁業および養殖報告 No.897 (FAO Fisheries and Aquaculture Report No. 897)」(見本が文書 AC24 Inf. 6 として配布された)、FAO (2009) の「責任ある魚類取引 (Responsible fish trade)」、「FAO 責任ある漁業に関する技術ガイドライン No.11 (FAO Technical Guidelines for Responsible Fisheries)、ローマ、FAO」の内容に留意し、

CITES 締約国が決議 9.17 および決定 10.48、10.73、10.74、10.93、10.126、11.94、11.151、12.47-12.49、13.42、13.43 および 14.101-14.117 の採択を通じ、国際取引がサメの保護に与える脅威を以前に認識したことに留意し、

第 18 回動物委員会で、CITES はサメの保護および取引に関する懸念と取り組むための国際的努力への貢献を継続すべきであると指摘した報告書が採択された

ことを歓迎し、

締約国は 2001 年に開催された COFI の第 24 回合までにサメに関する NPOA を作成するよう FAO によって奨励されたことに留意し、

NPOA の立案および実施が大幅に遅れていることに留意し、

包括的なサメ評価報告書および NPOA-Sharks が作成された締約国を除き、IPOA-Sharks の実施を通じたサメ管理の達成が十分進んでいないことを憂慮し、

サメ並びにその製品の取引を著しく継続することは持続的でないことを憂慮し、

#### 条約締約国会議は

CITES 事務局に対し、IPOA-Sharks 実施にあたり顕著な進歩がみられないことに関する CITES 締約国の憂慮を FAO に伝え、NPOA-Sharks の立案を関連締約国に対して積極的に奨励するための対策を FAO に促すよう指示する。

動物委員会に対し、取引に関して生息国により提供された新たな情報および他の入手可能な関連データ並びに情報を分析し、その分析結果を締約国会議で報告するよう指示する。

締約国に対し、NPOA-Sharks または地域計画の実施に関する情報を漁業部門から取得し、進捗状況を直接 CITES 事務局および動物委員会の今後の会議に報告するよう奨励する。

FAO の COFI 並びに地域漁業管理機関 (RFMO) に対し、IPOA-Sharks の実施に必要なために FAO によって概説された研究、訓練、データ収集、データ分析、サメ管理計画立案を実施するための措置を講じる取り組みを強化するよう促す。

CITES に基づくサメおよびエイに関する活動、および IPOA-Sharks の施行のために、途上国の財政的および技術的な能力の強化を支援するよう、締約国に奨励する。

サメ漁業国であるが、NPOA-Sharks を実施していない締約国に対し、可能な限り早い機会に自国の NPOA を策定し、自国のサメ計画に向けた第一歩として、漁業および取引の両方に関する調査およびデータ収集を改善するため、特に、可能な限り下位の分類レベルで

\* 第 15 回および第 16 回締約国会議で改正。

の（理想的には種ごとに）漁獲および取引データの収集を改善する必要性に関し、対策を講じるよう促す。

締約国に対し、自国がメンバーである適切な RFMO 内部で、CITES の活動について議論するよう、さらに促す。

締約国に対し、サメの種に関するデータ収集、データ報告、管理、保全の手段を改善し、国内、二国間、RFMO、または他の国際的手段を通じ、これらの活動を実施、強化、執行するよう奨励する。

動物委員会に対し、サメの保護状態の改善に関し、締約国会議および必要ならばそれに続く締約国会議で、種に特有な勧告を行うよう命じる。

可能ならば加工並びに未加工製品、肉、軟骨、皮およびヒレに対する個別の分類を含むサメの取引に関する詳細データの収集を可能にし、輸入品、輸出品、再輸出品を区別し、乾燥、未乾燥、加工、未加工のヒレを区別するための現行の分類制度の拡大に向け、各国税関当局と協力するよう管理当局に要求する。それらのデータは可能な限り種に特有なものとする。

事務局に対し、税関データ・モデルの開発および種レベルでサメの取引を報告するためのデータ・フィールド

をそれに含めることに関する世界税関機構内での議論を監視し、著しい展開があった場合は、締約国に対して通達を発行するよう指示する。

締約国に対し、FAO および RFMO と密接に協力し、

サメに関する違法、無報告、無規制（IUU）漁業の性質に関する理解を高め、サメのヒレおよび肉の国際取引と IUU 漁業との関連性を特定するために、継続的な調査を計画するか、または促進するよう奨励する。

締約国、政府間、非政府組織に対し、IUU 漁業を牽引するサメ製品を、より適切に特定できるよう、主要な水産市場での価格を含め、サメ肉の取引に関する調査を計画するよう奨励する。

動物委員会に対し、締約国会議でサメおよびエイに関する活動の中間報告を行うよう命じる。さらに

ポタモトリゴン科（Potamotrygonidae）の種の生息国に対し、次のことを奨励する。

- a) 淡水エイに関するワークショップ（文書 AC24 Doc. 14.2）の所見および結論に留意し、エイの種および個体群が観賞魚取引、食用商業漁業、生息地に対する被害により直面する脅威の規模と影響に関するデータ収集を改善する努力を強化する。
- b) 食用商業漁業と観賞魚取引を含むすべての目的に関し、淡水エイの捕獲並びに国際取引の管理と報告に関する国内規制の施行または強化、および、例えば既存の南米政府間機関を通じた措置など、地域全体にわたる措置の標準化を考慮する。
- c) 取引の規制において他の締約国の協力を必要とするという理由で、淡水エイ（Potamotrygonidae）の固有種および絶滅危機種の CITES 附属書 III 掲載を考慮する。